

産業廃棄物税の概要

福島県では、地方税法第4条第6項の規定に基づき、循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他その適正な処理の促進に関する施策の実施に要する費用に充てるため、福島県産業廃棄物税条例（平成17年福島県条例第4号）を平成18年4月1日より施行いたします。

1 課税の対象と納税義務者

課税の対象となるのは、県内の最終処分場への産業廃棄物の搬入であり、納税義務者は産業廃棄物を排出した排出事業者及び中間処理業者の方です。県外で排出された産業廃棄物も県内の最終処分場に搬入される場合は課税されます。

2 税の仕組み

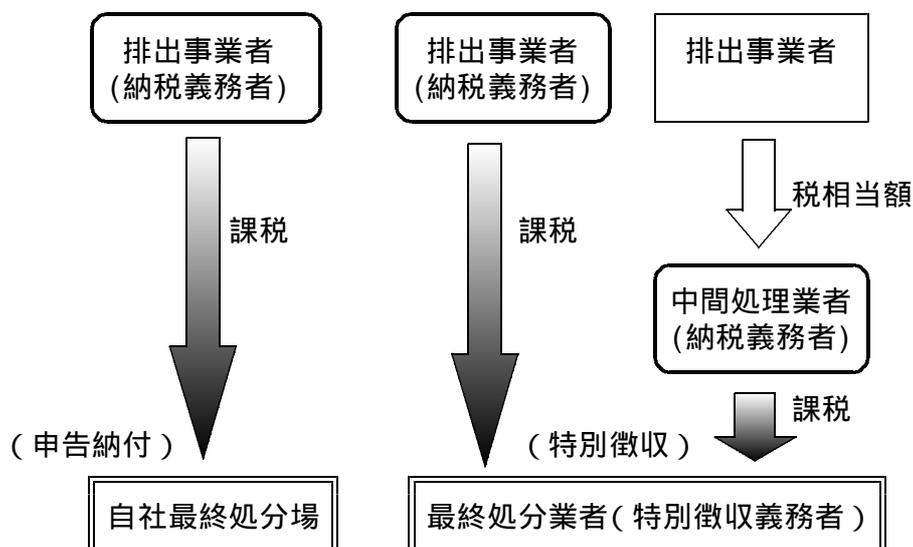
課税標準 県内の最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量です。

税率 最終処分場への搬入重量1トンにつき1,000円です。

徴収方法 委託最終処分の場合 最終処分業者による特別徴収となります。

自社最終処分の場合 排出事業者による申告納付となります。

【税の仕組み図】



産業廃棄物税は、最終処分される産業廃棄物に課されるものであり、排出事業者から中間処理に委託された廃棄物すべてに課税されるわけではありません。中間処理業者の方が排出事業者から処理料金に含めて受け取る税相当額は、中間処理によって減量化されたり、リサイクルされた分を除いた中間処理後に最終処分される産業廃棄物の量によることとなります。

3 特別徴収義務者の登録、最終処分場の設置等の届出

最終処分業者の方は、埋立処分の事業を開始しようとする日の5日前までに特別徴収義務者の「登録申請書」を提出していただくことになります。

また、自社最終処分を行う最終処分場をお持ちの事業者の方には、「登録申請書」に代えて「設置届」を提出していただくことになります。

条例施行日の平成18年4月1日の時点で既に、埋立処分の事業を開始している最終処分業者の方及び自社の最終処分場をお持ちの事業者の方は、施行後速やかに「登録申請書」又は「設置届」の提出をお願いします。

(1) 申請（届出）事項（処分場ごと）

- ・氏名（法人にあつては名称及び代表者名）、住所（所在地）
 - ・最終処分場の名称、所在地
 - ・最終処分場の設備の概要
 - ・埋立処分の開始年月日など
- 登録（届出）事項に変更を生じた場合には、「変更届」の提出が必要です。

(2) 証票の交付

登録された特別徴収義務者の方には、産業廃棄物税の特別徴収義務者であることを証する証票が交付されますので、これを事務所又は事業所内の公衆の見やすい場所に掲示していただくことになります。

なお、自社処理による最終処分場の設置届を提出された事業者には、この証票は交付されません。

「年間の最終処分量の1万トンを超える部分の特例（詳細後述）」の適用を受けようとする事業者は、別途「特例適用申請書」を提出する必要があります。

4 申告・納税の仕方

(1) 特別徴収義務者の申告納入による場合

税の仕組みでも説明したように、産業廃棄物税は特別徴収方式が採られております。このため、最終処分業者に処理を委託する排出事業者又は中間処理業者の方は直接申告納付するのではなく、最終処分業者が処理料金と併せて税を徴収することとなります。

最終処分業者の方は、排出事業者から特別徴収した税を3ヶ月分まとめて申告し、納入していただきます。その期限は次のとおりです。

対 象 期 間	申告納入期限
1月1日から3月31日まで	4月末日
4月1日から6月30日まで	7月末日
7月1日から9月30日まで	10月末日
10月1日から12月31日まで	1月末日

申告事項

住所（所在地）氏名（名称）

最終処分場の所在地、名称

搬入された産業廃棄物の重量

納入すべき税額等

税額の納入

納入書により、各地方振興局県税部又は最寄の金融機関で納入します。

(2) 納税義務者の申告納付による場合

排出事業者の方が自社の最終処分場へ搬入する場合、あるいは委託された中間処理後の残さを自社の最終処分場へ埋め立てる場合には、排出事業者又は中間処理業者の方自らが3ヶ月分まとめて申告し、納付していただきます。

その期限は次のとおりです。

対 象 期 間	申告納付期限
1月1日から3月31日まで	4月末日
4月1日から6月30日まで	7月末日
7月1日から9月30日まで	10月末日
10月1日から12月31日まで	1月末日

申告事項

住所（所在地）氏名（名称）

最終処分場の所在地、名称

搬入された産業廃棄物の重量

納入すべき税額等

税額の納付

納付書により、各地方振興局県税部又は最寄の金融機関で納付します。

税の申告書及び納入（納付）書は、各地方振興局県税部より特別徴収義務者及び申告納付を行う納税義務者の方に、事前に送付いたします。

5 税額の計算方法

税額は、最終処分される産業廃棄物の重量を基に計算しますが、重量が不明の場合は、規則に定める換算係数を用いて容量を重量に換算して計算します。

【計算例】

$$\begin{array}{rcccl} \text{重量} & & \text{税率} & & \text{税額} \\ 12.345 \text{トン} & \times & 1,000 \text{円} & = & 12,345 \text{円} \end{array}$$

《規則に定める換算係数（案）》

産業廃棄物の種類	換算係数
1 燃え殻	1.14
2 汚泥	1.10
3 廃油	0.90
4 廃プラスチック類	0.35
5 紙くず	0.30
6 木くず	0.55
7 繊維くず	0.12
8 食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において 原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	1.00
9 廃棄物処理法施行令第2条第4号の2に掲げる産業廃棄物	1.00
10 ゴムくず	0.52
11 金属くず	1.13

12	ガラスくず、コンクリートく及び陶磁器くず	1.00
13	鋳さい	1.93
14	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物	1.48
15	動物のふん尿	1.00
16	動物の死体	1.00
17	廃棄物処理法施行令第2条第12号に掲げる産業廃棄物	1.26
18	廃棄物処理法施行令第2条第13号に掲げる産業廃棄物	1.00

この表の換算係数は1立方メートル当たりのトン数です。

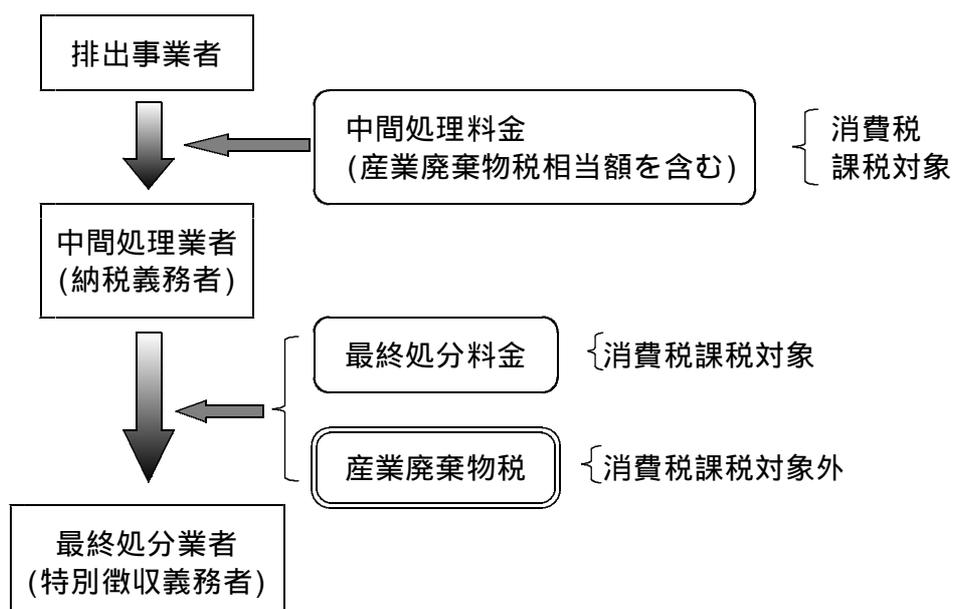
廃棄物処理法：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

6 産業廃棄物税と他の税の関係

(1) 産業廃棄物税と消費税

最終処分料金については、消費税の対象となっているところですが、料金と併せて徴収される産業廃棄物税に対し、消費税が課されることはありません。特別徴収義務者である最終処分業者の方は、納税義務者（中間処理業者及び排出事業者）から徴収する際に、請求書等において処理料金と産業廃棄物税額を相手方（納税義務者）に明示し、産業廃棄物税を処理料金と区分して経理するようお願いいたします。

なお、中間処理業者の方が排出事業者から受け取る産業廃棄物税相当額を含む中間処理料金については消費税の課税対象となります。



(2) 産業廃棄物税と印紙税

特別徴収義務者の方が発行する領収書等に産業廃棄物税が明記されているときは、印紙税の対象となる金額に産業廃棄物税の金額は含めないこととされております。

消費税、印紙税については、詳しくは税務署にお尋ねください。

7 帳簿等の記載の義務

産業廃棄物の最終処分場を有する方は、下記のような最終処分の状況を記載した帳簿を備え付け、5年間保存することが必要となります。

ただし、廃棄物処理法やその他の法律に基づく同様の帳簿が整理されている場合には、新たに帳簿を作成する必要はありません。

帳簿等に記載すべき最終処分の状況

- ・ 産業廃棄物が最終処分場へ搬入された日ごとの産業廃棄物の重量及び種類
- ・ 特別徴収義務者にあつては、産業廃棄物の最終処分の委託者の氏名及び住所

8 徴収猶予

特別徴収の場合、特別徴収義務者（最終処分業者）が納税義務者である排出事業者から処理料金及び産業廃棄物税の全部又は一部を納期限までに受け取ることができなかつたことにより、産業廃棄物税の全部又は一部を県に納入することができない場合で、一定の要件に該当する場合は、下記により納税を猶予する制度が設けられています。

(1) 徴収猶予の認められる範囲

特別徴収義務者が県に納入すべき産業廃棄物税のうち、納税義務者である排出事業者から受け取ることができなかつたと認められるものに限ります。

(2) 徴収猶予の申請

徴収猶予の申請は、納入申告と同様に申告納入期限までに行うこととなります。

(3) 徴収猶予の期間

徴収猶予の期間は、納期限から2ヶ月以内です。徴収猶予の期間に対応する延滞金は全額免除されます。

9 徴収不能額の還付と納入義務の免除

地方税法上、特別徴収義務者は、税の納入が納税義務者からなされていなくても、徴収すべき税額を県に申告して納入する義務があることとされています。

ただし、下記の場合には徴収不能額の還付（既に納入されている時）又は納入義務の免除（まだ納入されていないとき）の制度が設けられています。

特別徴収義務者が、納税義務者である取引先の倒産などにより、産業廃棄物の最終処分にかかる料金及び産業廃棄物税の全部又は一部を受け取ることができなかった場合。

この取扱いを受けようとするときは、取引先の倒産等について明確に証明することが必要です。

10 特例措置

(1) 自社最終処分場に関する特例

排出事業者が自ら設置した最終処分場への搬入（自社最終処分）に対しては、その重量に1/2を乗じたものを課税標準とします。

(2) 年間最終処分量1万トン超に関する特例

排出事業者の年間の最終処分場への搬入量が1万トンを超える場合は、その超える部分について1/2を乗じたものを課税標準とします。

年間最終処分量とは、4月1日から翌年3月31日までに最終処分される産業廃棄物の総量を指します。

この特例措置を受けようとする納税義務者の方は、当該年度が開始する4月1日の10日前までに所要の事項を記載した「特例適用申請書」を提出していただくこととなります。

この特例措置の承認を受けた納税義務者の方は、前述の「4 申告と納税の仕方」にかかわらず、委託処分する産業廃棄物についても排出事業者自らが申告納付することとなります。

他の事業者より委託を受けて中間処理された産業廃棄物の最終処分場への搬入については、(1)及び(2)の特例措置は適用されません。

【イメージ図】

